

保護者のみなさまへ

岐阜市 子ども未来部
子ども保育課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う 保育所等[※]への登園自粛の依頼について

日頃から、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、国の「緊急事態宣言」が解除されたことに伴い、本日、岐阜県から、保育所等における運営については、今後は、感染防止対策を徹底した上で、原則開所するよう依頼を受けました。

ただし、感染防止対策の観点から、5月31日までの間は、医療従事者など社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方の子ども、ひとり親など仕事を休むことが困難な方の子ども、このほか保育が必要とされる子ども以外の方に対しては、登所・登園を控えるようお願いするなどにより、規模を縮小して保育を提供するよう依頼がありました。

したがって本市では、5月31日までの保育所等の利用については、以下のとおりの対応とさせていただきますので、保護者のみなさまにおかれましては、何卒ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 保育所等の利用について

市内の保育所等は、保護者のみなさまに登園自粛を依頼した上で、
保育の提供を縮小して運営することとします

感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者のみなさまには、子どもの登所・登園を控えていただけるようお願いいたします。

一方で、これまでと同様、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、安全で安心な体制が確保できることを前提に、引き続き受入れの体制を確保します。

(※ 保育所等：認可保育所・保育園、認定こども園、地域型保育事業)

2 登園自粛の依頼期間

- (1) 令和2年5月31日（日）まで（休日保育を含む）
【令和2年6月1日（月）からは通常通り再開できるよう準備します】
- (2) 今後の登所・登園の予定について
別紙の「登園自粛に伴う登所・登園状況確認票」を、在園する保育所等に提出してください。ただし、既に提出済の確認票から変更がない場合は提出不要です。
- (3) 保育料について
臨時休園・閉所及び登園自粛（4/11～5/31）の期間中に登所・登園しなかった子どもの利用料（保育料）については、登所・登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付させていただきます。詳細は、5月12日付けの岐阜市からの通知文書「保育所・園における閉所・休園期間中の保育料について」をご覧ください。
- (4) 給食費について
給食費についても保育料同様、後日還付させていただきます。
ただし、公立保育所以外の教育・保育施設に通園されている子どもにつきましては、食材の発注方法などが施設によって異なるため、在籍する施設にお問い合わせください。

3 新型コロナウイルスに関連した患者が発生した場合

保育所等において、在園児または保育所等職員に感染者が1人でも発生した場合には、発生した当該施設を全面的に臨時休園・閉所（閉鎖）とします。

また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合などPCR検査を受診することになった場合には、当該園児の保護者に対して登所・登園を避けるよう要請させていただきます。

加えて、在園児または保護者の方などが以下に該当することとなった場合は、速やかに登所・登園する保育所等に連絡してください。

具体的には、

- (1) 在園児または保護者が、
 - ①「濃厚接触者の疑い」となった場合
 - ②保健所から「濃厚接触者」と特定された場合
 - ③「PCR検査を受診する」こととなった場合
 - ④「患者（無症状の場合を含む）」と診断された場合
- (2) 同居のご家族、在園児または保護者の親しい友人等（最近、在園児が長時間一緒に過ごした友人など）一定の接触がある者が、上記の①～④となった場合

です。よろしくお願いいたします。

【照会先】

岐阜市 子ども保育課 入所係長 坪内 電話 058-214-2143
認可指導係長 田中 電話 058-214-7826